

質問事項	回答
金利固定は5年間とありますが、長期ローンにより安定化させることも県にとってはメリットになることもあるかと思えます。5年固定以外の提案も可能ですか。	金利固定期間は5年間という前提でご提示ください。なお、審査の対象は提示条件に従った提案ですが、固定期間5年以上の場合の提案を別途いただくことは可能です。
6ヶ月LIBORベース5年物(円-円)金利スワップレートを特定するのはどのような方法か。	午前10時に共同通信社より発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR) の中値とします。
割賦の基準金利は誰の提示するスワップレートか。客観的指標があるか。それともこれも提案に含めるのか。	午前10時に共同通信社より発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR) の中値とします。
基準金利の変動に伴い、県よりの割賦金も改定してもらえるのか。(5年ごとに割賦金も見直ししてくれるのか)	募集要項に記載のとおりです。
スプレッドは5年毎の見直しが可能ですか。	原則としてご質問のような見直しは考えておりません。
スワップレートに対する提案スプレッドの記入欄は1つとなっているが、当該スプレッドは30年間一定である必要があるのか。例えば、建設期間と維持・管理期間で差をつけることは可能か。募集要項11P「6 提示条件(1)事業・資金⑤協議事項」で述べられている県と事業者による協議の対象として将来的に変更する可能性があるという理解でよいか。	本要項の中で記載することになっているもの以外の記載は、審査の対象外です。協議の対象については契約案でお示しする予定です。
債権譲渡に対する県の承認は、支払先の限定条件を除き無条件に行われ、かつ複数回の譲渡も可能か。	募集要項の記載のとおりです。無条件ではありません。また、複数回の譲渡も「県の承認を得た上で…」の条項を適用することとし、禁止はしておりません。
債権への担保設定に対する、県の承認は無条件に行われるのか。	募集要項の記載のとおりです。無条件ではありません。
事業者から割賦債権を譲り受けた者が(県の承認を得て)さらに他の者に当該債権を譲渡することは可能か	募集要項の記載のとおりです。無条件ではありません。また、複数回の譲渡も「県の承認を得た上で…」の条項を適用することとし、禁止はしておりません。
事業者が割賦販売契約のみを第三者に譲渡した場合、当該第三者に対して、「一方、県は事業者に経営破綻の懸念が生じたとき…」の条項は適用されないか。	現在のところ割賦販売契約のみの債権譲渡は想定しておりません。
割賦債権を分割して譲渡することは可能か。	現在のところ割賦販売契約のみの債権譲渡は想定しておりません。
事業者の契約上の地位を譲渡し、又はこれに担保を設定することは可能であると考えてよいか。	募集要項の記載のとおりです。無条件ではありません。
債権の譲渡又は担保設定に関し、「基本協定」もしくは「建物等の販売及び維持管理に関する基本協定」締結時に県から事業者に対し包括的な承認は特段の事情がない限り、付与されると考えてよいか。	募集要項の記載のとおり、債権譲渡、担保設定に際し、県の承認が必要です。
債権への担保設定については、質権、譲渡担保(債権譲渡)、代理受領、振込指定いずれの方法も可能と解してよいか。	検討中です。

質問事項	回答
「県の指定するものへの債権が譲渡」された場合、事業会社にはどのような補償措置がなされるのか。また「経営破綻の懸念」はどのような状況を指すのか。	補償措置の具体的内容については、契約締結時に定めることとします。「経営破綻の懸念」については県へのサービス提供が困難となる状況に陥った場合を指します。
「債権の取り扱い」一債権の担保設定可能としているが、「譲渡担保」のことと認識してよいか？	ご指摘のとおりで取扱いで結構ですが、方法等については検討中です。
「建物等の販売及び維持管理に関する基本契約」及び「建物等割賦販売に関する付属契約」から切り離して、割賦債権に担保の設定が可能か。	現在のところ、割賦及び維持管理についての担保設定は、一体のものとして行って下さい。
ア割賦債権を県の承認を得た上で譲渡することができるが、県が承認する譲渡先の資格要件は何か。又、譲渡先を複数とすることは可能か。	県が承認しない譲渡先として、反社会的な団体等が考えられますが、詳細については契約案の中で考え方を示す予定です。
債権の譲渡や譲渡担保設定における譲渡先の条件を提示してほしい。	県が承認しない譲渡先として、反社会的な団体等が考えられますが、詳細については契約案の中で考え方を示す予定です。
「所有権の移転後は、県の承認を得た上で債権を譲渡することができる。」とありますが、承認を得る条件のガイドラインを示して欲しい。例えば、譲渡先が「神奈川県入札参加資格者名簿」の関連項目に登録していれば無条件に承認されるのか。	県が承認しない譲渡先として、反社会的な団体等が考えられますが、詳細については契約案の中で考え方を示す予定です。
割賦債権譲渡が「県の承認」で可能となっていますが承認の基準は何ですか。排除される可能性があるのはどのようなケースですか。非居住者は排除されますか。	県が承認しない譲渡先として、反社会的な団体等が考えられますが、詳細については契約案の中で考え方を示す予定です。
「県の指定するもの」とは具体的に何を指すのか	契約案の中で考え方を示す予定です。
県は、割賦債権の証券化のための、債権譲渡を認める可能性があるか。	証券化を制限するものではありません。ただし、譲渡の際の条件については、募集要項の記載のとおりです。
①事業者が経営破綻の懸念が生じた時に債権譲渡の権利を留保するとしているが、既に譲渡した債権は不問ということによいか。②瑕疵担保責任は債権譲渡受者ではなく、事業者にのみ遡及することによいか。③債権譲渡にあたっては、県の異議なき承諾が得られるのか（相殺債権債務等への対応）。④管理費用債権（将来債権を含む）も譲渡することが可能か。	①債権譲渡は割賦部分と維持管理部分を一体として行うことを前提としており、経営破綻の懸念が生じた場合の県の指定する者への債権譲渡の権利は、当初事業者から譲り受けた債権譲渡先にもおよびます。②検討中です。③検討中です。④①の回答のとおり、債権譲渡に当たっては割賦債権と一体として扱って下さい。
割賦債権は県債とクロスデフォルトの関係にあるのか。	クロスデフォルトの関係ではありません。
譲渡先が一ヶ所に限定されているが、事業契約の割賦部分を債権流動化の特定目的会社（SPC）に譲渡し、SPCが不特定多数から資金調達する、という手法は認められると考えてよいか。	現在のところ、割賦及び維持管理については基本的には一体のものと考えており、割賦部分だけの譲渡については想定しておりません。
事業者の「経営破綻の懸念」時、県が債権譲渡を強制することができるようになってくるが、「経営破綻の懸念」の客観的定義は何か。また、この時維持管理はどうなるか。	「経営破綻の懸念」については県へのサービス提供が困難となる状況に陥った場合を指します。また、そのような場合には維持管理業務についても債権譲渡先へ変更することとなります。
建物及び資材等に担保権を設定してはならないとあるが、建物工事期間中の借地の権利はどう保全されるのか。	工事期間中の建設予定地の確保については、県と地権者（横須賀市）との間で業者に支障の無いよう対処する予定です。

質問事項	回答
契約期間(30年)の内で事業者が有する債権(又は契約上の地位)について、10年ごとにプットオプション又はコールオプションを行使できるスキームにすることが可能か。	30年間の長期契約を前提としています。本要項の提示条件に従った提案をした上で別途いただくことはかまいませんが、審査の対象は提示条件に従った提案です。
「⑤協議事項」-協議事項とは具体的に何を示しますか。また10年毎以外には協議をしない意味ですか。	契約案の中で考え方を示す予定です。
「協議事項」-10年毎の協議において、協議がまとまらないときはどうするのか?	原則として協議前と同一の内容が継続するものと考えておりますが、詳細については契約案の中で考え方を示す予定です。
「協議事項」-協議事項として「10年毎または経済状況等の変化に応じ、協議可能とあるが、経済情勢・金融情勢によってはスプレッドを変更可能と認識してよいか?	契約案の中で考え方を示す予定です。
「協議」の対象には割賦期間や基準金利が含まれると解してよいか。例えば割賦期間中に基準金利が廃止された場合はその時点で「協議」として解してよいか	契約案の中で考え方を示す予定です。
県と事業会社による協議事項が行われる場合として、「経済状況等の変化」とあるが、具体的にはどのような場合を想定されているのか。協議が行なわれるのは、県もしくは事業会社の双方の事由に基づいて行なわれるのか。また、協議をして合意されなかった場合は、どのようなになるのか。事業会社が債権譲渡を行なった場合、県が債権譲受先と協議することもありえるのか。	契約書案の中で考え方を示す予定です。原則として協議前と同一の内容が継続するものと考えておりますが、詳細については契約案の中で考え方を示す予定です。
「10年毎または経済状況等の変化に応じ、県と事業会社による協議を行うことができる」とありますが、この経済状況等とは日本経済のそれを指すのか、それとも県の財政事業を言うのか、お答えください。	契約案の中で考え方を示す予定です。
6(1)⑤で規定されている協議は「事業会社」の権利か。例えば10年目以降のスプレッドを県と協議し、合意に達しない場合は県が割賦の残存価格をバルーンで支払い、事業会社を、割賦部分だけ、排除するというような契約は可能か。	「事業会社」及び県双方より協議を提案できるという趣旨です。契約案の中で考え方を示す予定です。また、現在のところ割賦及び維持管理については基本的には一体のものであり、割賦部分だけの排除という形は考えておりません。
協議の内容には、スプレッドの見直し、事業会社の交替なども含まれていると考えて良いのか。また、協議は県・事業会社のいずれかからも申し入れることができ、相手方はこれに応じる義務が生じるものと理解してよいか。	契約案の中で考え方を示す予定です。

②技術

6(2)①エ設計G.L.はT.P.3mとなっていますが、大学施設の設計G.L.をこの高さに定めて敷地造成を行うと理解してもよろしいでしょうか。	G.L.はT.P.3mを予定しております。
対象地の容積率300%はできるだけ消化したほうが望ましいのか	延べ床面積の条件は提示しています。
当計画地周辺の業務施設地区、複合住宅地区、共同住宅地区等の具体的な施設整備構想・計画があればご教示願いたい	設計・建設条件に示す海辺ニュータウン地区地区計画(抜粋)の他、必要に応じて資料を収集してください。
「防災に配慮…」について、周辺住民等への備蓄倉庫等は考慮する必要があるか。	想定しておりません。

質問事項	回答
情報システム等技術の高度化、複雑化に柔軟に対応できる設計に関して、18ページ④その他ウの県が別途発注する第三者の行う設計・施工及び備品の搬入（情報システムを含む）作業とのかかわりにより、設計理念が著しく変わる可能性があります。LANや高度情報化の容量に関する方針等を教えて欲しい。	検討中です。
6(2)②(ウ)頂いた資料以外で海辺ニュータウンの計画に関する資料(例/樹種の選定など)があれば御提示下さい。	必要に応じて資料を収集してください。
大学施設に地域防災拠点機能を備えることを考えているか	想定しておりません。
大学施設及び施設周辺地区に対する地元住民等からの要望事項があればお示し下さい	現時点で要望は受けておりません。
「当該地の地区計画や海辺ニュータウンの計画構成」については、「資料 設計・建設条件」に示される範囲について配慮すればよろしいか。	お示した資料は県で収集できたもののみです。必要に応じて資料を収集してください。
「人材育成研究センター」等の大学附置機関や大学院の将来増設予定地を計画地内で確保する必要がありますか。その場合、どの程度の規模想定でしょうか。	大学附置機関については別地に建設予定です。大学院については未定です。
県立施設として計画施設に地域防災拠点としての機能を付与することを考慮するか否か教えて下さい。機能付与を行う場合、本設計・維持管理計画に計上するか否か教えて下さい。計上すべき場合は、拠点圏域の範囲、圏域の計画人口・世帯数、周辺地域の地域防災計画に関する情報を教えて下さい。	想定しておりません。
講堂を含め、学外開放に供する施設と開放時間についての方針を教えてください。	施設については要項記載のとおりです。主に学会、公開講座を想定しておりますので、時間は特定できません。
計画要件、ウ施設要件、「原則として地下階を設けないこと」と有りますが、この背景とあるのは、地下水位が高いことと理解して宜しいでしょうか。	それも一つの要因ですが、極力工期を短縮すること、残土処分量を減らすこと等が挙げられます。
6-(2)-③-アの外来者への公開利用は講堂のみと考えて宜しいでしょうか。また、料金徴収を前提と考えてよろしいでしょうか。	募集要項に記載の通りです。入場料金の徴収は前提としていません。
配置・外構計画について、事前に交通処理計画、県警・道路管理者等と協議を行っている場合、制限事項等の示唆があれば教えてください（右左折の禁止・一方通行・渋滞のおそれから迂回路の整備等）。また、同様に、駐車場台数についても附置義務駐車場以外に警察等からの指導事項があるのなら教えてください。	未協議です。
「床面積に応じて横須賀市の建築物駐車施設条例に定める台数」に従うと、建物総面積上限=40,000㎡の場合でも、134台であり、教職員・外来者と学生用の合計としては不足すると考えられます。この場合、学生用の駐車場は敷地内に設ける必要はないと解釈してよいでしょうか？学生用駐車場を内包、あるいは新たに設ける必要がある場合、教職員用・学生用それぞれの台数を教えてください。	使用者別の台数は未想定です。敷地内での駐車台数についてはあくまで建築物駐車施設条例に定める台数の確保を最低条件とします。
駐車場の利用者想定（来客、教職員、学生等）の資料があればご提示願いたい。	想定しておりません。

質問事項	回答												
<p>「免震構造について地振動レベル」が表で記述されていますが、通常上部構造、基礎構造のレベル2、耐震余裕度は下記のレベルで設計する例が多い状況です。要綱通りのレベルでよいかご回答願います。</p> <table border="1" data-bbox="196 409 778 499"> <tr> <td>(地振動レベル)</td> <td>レベル1</td> <td>レベル2</td> <td>地震余裕度</td> </tr> <tr> <td>上部構造</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>基礎構造</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> </table>	(地振動レベル)	レベル1	レベル2	地震余裕度	上部構造	A	B	C	基礎構造	A	A	B	<p>要項どおりとします。</p>
(地振動レベル)	レベル1	レベル2	地震余裕度										
上部構造	A	B	C										
基礎構造	A	A	B										
<p>入力地震動に特別な指定はありますか？</p>	<p>有りません。</p>												
<p>実験実習部門を含む建物以外の建物に免震構造を採用し、「官公庁施設の総合耐震計画規準」の重要度割増係数を1.0にして設計してもよいですか。その場合、免震構造のクライテリアは設計者が設定してよろしいですか。</p>	<p>表記基準の重要度係数が1.25と設定した内容以上の能力が得られる設計で、コスト的にも遜色のない内容であれば、支障ありません。</p>												
<p>ランニングコスト、LCCの面で合理的な施設・設備構成を検討し、また光熱水費を含む維持管理費を試算するために下記の情報ないし方針を開示して欲しい。大学運営に関する事項、大学年間行事予定（学期構成・試験期間・休暇期間など）、時間割時限設定（授業曜日・時限時刻）、図書館、情報系諸室、食堂など厚生施設の開館・営業時間、カリキュラムに関する事項、学科・学年・学期別標準時間割（時限別学内滞在人口の目安）、隣地実習に出る学生の発生頻度（学期・月・曜日・時限別人数）、卒業研究を課す学科（研究目的の学生滞在時間の目安）実習室実習室の使用時期と時間数</p>	<p>類似大学を参考にご検討ください。</p>												
<p>施設規模、インシャルコスト、ランニングコストの合理化のために、下記のような実験・実習室については、要求仕様とカリキュラム上の調整の可否から統合・共用化の工夫の余地があると思われる。共用化の可否、実験室・実習室毎の使用予定時期と時間数についての情報を開示していただきたい。調理・給食系実験室、行動観察系実習・演習室、生理学系実験・実習室</p>	<p>諸室関係資料を参考にご検討ください。</p>												
<p>設計対象人員1200名の、各学部別の男女比及び学生・教職員・事務職員の内訳について想定があれば提示して欲しい。</p>	<p>学生は880名以外にも若干の編入学者等を想定しています。学部全体の男女比については3:7を想定していますが、学科別の男女比については想定していません。</p>												
<p>要項・資料等から、学内人口総計=1200人（設計対象人口）、学生の収容定員=880人（入学定員×4学年）、専任教員数（最大）=90人（諸室資料の研究室数）、と読みとれるが、諸室の構成・配置計画及び維持管理費算出のために、属性別の人口（員数）の想定を教えてください。特に、学生の編入学定員・編入学年、学科別の専任教員数・技官数、部門別職員数（組織構成・執務グループ別員数）</p>	<p>学生は880名以外にも若干の編入学者等を想定しています。</p>												
<p>「建設費の上限額を180億円とする。」と記述されていますが、評価の対象外となる下限価格の設定はあるか。</p>	<p>設定しておりません。</p>												

質問事項	回答
オ 建設費の上限額180億円とありますが、このうちエの工事に伴う備品整備費とは、具体的に何をさしますか？	諸室関係資料の他、別冊で配付する、備品リスト（工事を伴う備品）及びAV機器等リストを参考にご検討ください。なお、様式23の備考欄を利用して、本備品リストと異なるものがある場合は、当該備品名とその理由を付記してください。
設備要件について、情報工事関係のシステムに関する、県または市の上位計画があればご掲示いただきたい	県には「行政情報化プログラム」があります。市には「横須賀情報フロンティアプラン」があります。
6(2)③「地球環境問題に十分配慮し」と書かれていますが、神奈川県を示す「環境配慮型公共施設設計指針(1994.3)に基づく設計を御考えですか。御指示ください。	「環境配慮型公共施設設計指針」は設計条件としていませんが地球環境問題に十分配慮した計画としてください。
建設費の上限額「180億円」には消費税が含まれると解してよいか	ご質問のとおりです。
建設費上限額180億円の根拠はなんですか。	参考資料にお示しした条件に基づいて建設した場合を概算で想定した額です。

③維持管理

修繕については随意契約で行うのか。	基本契約・付属契約書の中で、別途契約の規定を設けておいて、それを根拠に契約することになります。
維持管理に関して、設備保守管理は別途業務とは全て分離した計画にするのか。その場合東電等公益事業体からの引き込み関係も別にできる約束事ができているのか。	保健・医療・福祉関連機器及び情報関連機器は整備・維持管理の対象外としております。しかし、設計・施工段階ではこれらの機器が正常に機能するようにしてください。別の引き込みは考慮しておりませんし、東電等との協議も行っておりません。
清掃業務・保安警備業務の範囲は、別途業務範囲も含めたものと考えてよいか。	ご質問のとおりです。
維持管理の業務内容に関して、清掃・警備等が列挙されておりますが、その他、大学運営において民間事業者においても可能と思われる提案（食堂・図書館等の運営業務）は可能でしょうか。この点については、コンソーシアムにも影響いたしますし、施設計画にも関係くると思われるので、ご回答の程お願い致します。	本要項の提示条件に従った提案をした上で別途いただくことはかまいませんが、提示した以外の業務については、審査の対象外です。
食堂の運営は将来本事業会社に委託する予定でしょうか。	本要項の提示条件に従った提案をした上で別途いただくことはかまいませんが、提示した以外の業務については、審査の対象外です。
「機能維持のための修繕」と「修繕」の違いは何か。建設大臣官房官庁営繕部監修の建設改修設計指針によると、修繕は「劣化した部位・部材あるいは機器の性能・機能を原状（初期の水準）あるいは実用上支障のない状態にまでに回復させること。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取り替えなどは除く。広義には改修を含める。」と定義されている。さらに、①臨時的修繕として建築の一部分の全面的更新、いわゆる大規模修繕、②経常的修繕として建物の部分的補修、いわゆる部分修繕、に区分けされている。「機能維持のための修繕」は②経常的修繕、「修繕」は①臨時的修繕及び②経常的修繕と理解してよいか。	「機能維持のための修繕」と「修繕」は同義語として使用しており、意味の違いはありません。修繕（機能維持のための修繕）の定義は、お見込みのとおりです。なお、全ての修繕（機能維持のための修繕）は提案された長期修繕計画に基づく「維持管理業務に関する付属契約」の一部として別途契約します。

質問事項	回答
「業務内容」－修繕について別途締結される契約は、県と事業会社の間で締結されると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
機能維持のための修繕の具体的な範囲は。	修繕の定義は「劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を現状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取り替え等は除く」であり、一切の修繕を含みます。
「修繕については、提案にもとづき別途契約することとする」とあるが、これは、維持管理開始後、修繕の必要が生じた時点でその都度契約するという意味か。ここでいう修繕とは、長期修繕計画書に記載する修繕と理解してよいか。	ご質問のとおりです。
「業務の委託」－第三者とは、複数も可能と理解してよろしいでしょうか。また、「県に報告」とは、承認許可ではないと理解してよろしいでしょうか。	複数でも可能です。許可ではありません。詳細は、契約案のなかでお示します。
「業務の委託」－業務の委託先については事業会社側で信頼にたる委託先と認識すれば特段の制約はないと認識してよいか？	原則としてご質問のとおりです。詳細は、契約案のなかでお示します。
「あらかじめ県に報告の上、第三者に委託することができる」とあるが、報告は、応募の段階で報告するのか、基本契約の付属契約締結時にするのか、維持管理開始を開始する一定期間前にするのか。	報告は応募の段階では必要ありません。報告の時期は契約案でお示します。
「業務の一部又は全部を、あらかじめ県に報告の上、第三者に委託することができる」とありますが、第三者とは、構成員以外と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
維持管理業務を第三者に委託する場合、第三者である維持管理会社は県への登録は必要か。	検討中です。
県は、どのように「提供される維持管理業務のサービスを確認するため、定期的なモニタリング」を行うのか。その判断基準はどのようなものか。また、その際の維持管理料の取扱いについて応募者が自発的に提案を盛込まなければならないのか。	契約案で提示します。

④特定目的会社等の活用

事業者決定後にSPCを設立して当該SPCが事業者となることは可能か。	ご質問のとおりと考えております。
実際の事業会社を新たに設立する特別目的会社（SPC）とした場合、いつまでにSPCを設立する必要があるか。時期とその具体的な理由（提出書類上の問題、契約締結者の名義の問題等）を教えてください。	特定目的会社の設立時期は基本協定の締結以降であれば可能とします。条件設定の有無及びその内容については検討中です。
実際の事業会社を新たに設立する特別目的会社（SPC）としたい場合、SPCに出資する会社はすべて事業会社として参加表明する必要があるか。	必ずしも必要ではありませんが、出資者の条件等については、検討中です。
「特別目的会社等の活用」－基本契約を締結するSPCの主な出資者は事業会社とする予定であるが、応募者以外の者も出資することは可能と認識してよいか？	応募者以外の出資も可能と考えますが、出資者の条件等については検討中です。
SPCに関する条件（資本金額、参加表明した事業会社の出資割合等）はあるか。	条件設定の有無およびその内容について、検討中です。

質問事項	回答
<p>特定目的会社等とは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（SPC法）」に基づいて設立されたものに限定されるのか。あるいは商法上の株式会社、有限会社でもよいのか</p>	<p>特に限定しておりません。</p>
<p>事業期間中にSPCの決算の開示義務はあるのか。</p>	<p>求める可能性もあります。</p>
<p>事業期間中におけるSPCの株主構成の変更・会社の売却は可能か。</p>	<p>株主構成の変更については、禁止はしませんが、無条件ではありません。条件については検討中です。また、会社の売却については、SPCから更に債権譲渡を行うという意味であれば、6(1)③の規定を適用し、県の承認を得て可能となります。</p>
<p>「特定目的会社（SPC）の位置づけについて」－特定目的会社（SPC）を設立し、要項の中で言われる「事業会社」として位置づける場合、19ページの8の「契約に関する事項」については、基本協定は神奈川県様が「事業会社（＝応募時の事業会社）」、「建設企業」「設計企業」それぞれと（或いは連名で）締結する。建物等の販売及び維持管理に関する基本契約、建物等割賦販売に関する付属契約及び維持管理業務に関する付属契約は神奈川県様と「事業会社（＝SPC）」とが締結する。との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>基本的にはご質問のとおりです。</p>
<p>「特別目的会社等の活用」－SPCの設立がスケジュール的に間に合わない場合には、基本契約を提案時の事業会社が締結し、その後、基本契約をSPCに引き継ぐことが可能と認識してよいのか？</p>	<p>ご質問のとおりと考えております。</p>
<p>事業主体は海外のSPCや海外のSPCの日本支社・営業所、海外のSPCの出資する日本国内のSPCでも可能か。</p>	<p>検討中です。</p>
<p>「特定目的会社等を設立することの可能とする」とあり、参加表明時の必要書類であるグループ構成表の様式の脚注4に、「特定目的会社の設立により事業を予定している場合は、その旨を備考欄に…」との記述があるが、この参加表明時に「特定目的会社設立予定なし」と書いておいて、事業者を選定された後、特定目的会社方式を採用することに変更することは可能か。逆に特定目的会社設立予定を書いておいて、選定された後、採用を取りやめることは可能か</p>	<p>提案提出以降の変更は原則としてないものとして考えております。</p>
<p>特定目的会社等とあるが、「等」とは具体的に何か。</p>	<p>SPC法に基づくSPCに限定しないという意味で使用したものです。</p>
<p>事業全体について、神奈川県－SPC－金融機関というスキームは可能か。SPCの登録時期はどの時点か。</p>	<p>前者については県がSPCと契約し、SPCが金融機関から資金を調達するという意味であれば、可能です。後者は基本協定以降であれば、時期の特定はしていません。</p>

質問事項	回答
特定目的会社等を設立することも可能とあるが、特定目的会社等を設立しない場合は、維持管理業務における契約は県と事業会社（建物等を譲渡する者）で行うとして解釈してよいか。	ご質問のとおりです。

⑤県と事業者との責任分担

建物引渡し後の維持管理・修繕・設備更新等（長期修繕計画に基づくものも含む）については県側の負担と認識してよいか。また、民間側は瑕疵担保についてのみ責任を負うと認識してよいか。	維持管理業務については、「維持管理業務に関する付属契約」に基づき事業者が提供するサービスに対して、県はその対価を支払います。事業者は建築物に対する瑕疵担保責任のみならず、継続的に提供されるサービスに対しても責任を負っていただきます。
維持管理費用の市場価格の変動によるリスクを県が負担するという事は、一般的な物価上昇のみでなく、維持管理費用に関する人件費等も含むと理解してよいか。	一般的な範囲での人件費等の上昇であれば含まれます。
リスクについて記載された項目以外は応募者が提示し、その内容については提案書の受付前に協議させて頂けると判断してもよいか。	提案は募集要項の分担を示した表を基に行い、表に定められていないものについての提案は受けつけます。ただし、提案による新たなリスクについての考え方が、提案全体のどこに、どのような形で反映されているのか明確にして下さい。また提案受付前の協議は受け付けません。
県による支払い遅延や中途解約の場合、損害金の考え方及び水準を教えてください。	契約案の中でお示しする予定です。
「県と事業者との責任分担」－何らかの理由により、支払遅延・不能となった場合には県は損害金を支払うと認識してよいか？また、国も同じ見解と認識してよいか？	ご質問の事例の場合の対応については、契約案でお示しする予定です。また国の見解については確認しておりません。
「県と事業者との責任分担」－県が財政再建団体になった場合でも本件の割賦払いが滞ることはないかと認識してよいか？また、国も同じ見解と認識してよいか？	現段階では想定しておりません。
「県と事業者との責任分担」－県が財政再建団体となった場合に割賦払いは県が継続して支払うのか？または国が債務負担を引継ぎ支払うのか？また国も同じ見解と認識してよいか？	県が支払いを行うものと考えております。
「県と事業者との責任分担」－県がデフォルトを起こし、割賦払いを停止することはないと認識してよいか？法律的にもないと認識してよいか？また、国も同じ見解と認識してよいか？	現段階では想定しておりません。
「県と事業者との責任分担」－毎年の割賦払いについて議会の承認が必要と思われるが、議会承認が必ず得られると認識してよいか？	原則としてそのように考えております。
「県と事業者との責任分担」－債務負担行為に基づく割賦払いは、県の通常の歳出（職員給与、福祉経費、大学運営費等）よりも優先して支払われると認識してよいか？また、国も同じ見解と認識してよいか？	債務負担行為は、将来にわたる債務を負担する行為であり、毎年の歳出予算に所要経費が予算計上されることとなります。予算に計上された歳出項目の中では、それぞれの支払の根拠に基づき支払が行われることとなります。

質問事項	回答
「県と事業者との責任分担」－債務負担行為に基づく割賦払いの優先順位は県の内部規定で規定されているのか？規定されている場合には、その規定文書を受領可能と認識してよいのか？	債務負担行為は、将来にわたる債務を負担する行為であり、毎年の歳出予算に所要経費が予算計上されることとなります。内部規定として支払の優先順位を定めることはありません。
16ページに記載されているリスク分担並びに現段階で分担が決定されていないものについては、別途協議となっておりますが、具体的にいつ協議する予定でしょうか。	契約案でお示しします。
「事業の継続が困難となった場合」の定義及びその時の措置について確認したい。	募集要項に記載のとおり、基本協定及び契約書において定めます。
学生による損傷、落書き等のリスクもこれに含まれ、県がリスクをとると考えてよいのか。	事故・火災による施設の損傷には含まれません。学生による損傷、落書きは当然予想されるものとして、長期修繕計画に費用計上してください。
「リスク分担表」－「維持管理費の上昇」は物価変動及び計画変更以外のリスクは事業者負担とされているが、不可抗力による管理費の上昇リスクは県負担と考えてよろしいでしょうか。	基本的には不可抗力については、県のリスクと考えております。
リスクについて「仕様不適合による施設・設備への障害」にある「仕様」は配布資料の”仕様書：(7)維持管理仕様書”と理解してよいのか。	「仕様」は維持管理業務に関する付属契約の仕様を指します。
「不当な譲渡担保の実行」とは具体的に何を指すのか。	募集要項6(1)③に記載の条件を守らず、県の承認を得ずに行った場合、また支払先が十方所に特定されない場合を指します。
県と事業者の責任分担表において、各段階でのリスク分担が示されていますが、所有権移転後、割賦契約期間中のリスク分担が不明確と思われます。たとえば、不可抗力(天災等)による建物の損壊、建物内での人身事故の責任の負担等、ご提示ください。	所有権は県に移転しておりますので、建物の瑕疵によるもの等を除き、基本にご質問の事例については、県の負担と考えております。
県がどのような状態に陥った場合に「支払の遅延、不能」が起こりうるのか	現段階では想定しておりません。
「支払の遅延、不能によるもの」リスクは県が負担するということだが、どのような形で負担されるのか、あるいはリスクヘッジされるのか、具体的な意味をご提示いただきたい	契約案でお示しする予定です。
隠れた瑕疵の担保責任は民法、宅建業法等の法令に基づくものと理解してよいのか。	検討中です。
隠れた瑕疵の担保責任の担保期間は何年か。	検討中です。
「施設の設計・建設における履行保証保険」は必ず付保しなければならないか。	損害賠償請求等にどう対応するかは応募者のご判断ですが、付保することが望ましいと考えております。
建物引渡し後の建物の維持管理責任は県となるはずだが、維持管理期間のリスクを保証する保険とは、瑕疵担保に関するものと認識してよいのか。	引渡しにより、建物の所有権は県に移転しますが、県が求める維持管理状態を保つ責任は事業者が分担します。従って、維持管理期間のリスクを保証する保険とは瑕疵担保に関するものと限定するものでなく、事業期間中のリスクへの対応を想定し、保険等による適切な体制整備を検討して下さい。

質問事項	回答
事業者が善管注意義務を果たしても避けられない不可抗力、住民問題、第三者賠償等のリスクについては、県がリスクを負うべきではないか。	建設業法に基づき中央建設業審議会により作成されている建設工事標準請負契約約款第29条の規定による地方公共団体の負担の考え方を本件においても準用することとし、募集要項16頁の不可抗力の負担者を県○事業者△と訂正します。その他のリスク分担については要項記載のとおりの方が適切と考えています。
「(事業の中止、延期)議会の不承認」-議会の不承認とは、どのようなことが考えられるのですか。例えば、債務負担行為の否決等が該当するのですか。この場合、リスクの負担者は県となっていますが、どのような対応が考えられますか。	議会の不承認については、債務負担行為の否決や契約の否決等が考えられます。対応については検討中です。
「(事業の中止、延期)施設建設に必要な許可などの遅延によるもの」-具体的にはどのようなことが考えられるのですか。建築確認等が該当するのでしょうか。このとき、民間のリスクの取り方は、どのような対応が必要なのでしょうか。	該当事例としてはご質問のとおりです。リスク負担の方法については、契約案で提示します。
法令の変更リスクの「当該事業以外の全ての事業者に影響を…」の意味を分かりやすく説明してほしい。	「PFI事業あるいは学校施設建設・運営に関わる特定の法令でなく、当該事業に関わらず事業を行う全ての事業者に影響を及ぼす法令の変更」という意味です。
一覧表に環境アセスがありますが、この適用については、「県環境管理システム実施要綱」の調査検討を行うことで適合すると考えてよいか。	環境アセスについては公有水面の埋め立て事業として横須賀市で手続き済みです。
計画・設計段階の環境アセス・公聴会等による計画変更のリスク内容で、事業者の提案内容に関する事項が想定できない、審査側のリスク負担もあるのではないのでしょうか。また、この環境アセスという言葉は要綱の他の部分には見あたりませんが、この言葉をリスク負担の中で出された主旨を教えてください。	原則として提案内容に関する事項については、事業者のリスク負担と考へます。また、環境アセス及び公聴会等による計画変更リスクは計画段階における一般的事例として記載しております。なお、本事例については環境アセスについては公有水面の埋め立て事業として横須賀市で手続き済みです。
リスクの種類として、環境アセス・公聴会等による計画変更が記されていますが、本件も環境アセスの対象となるか。	環境アセスについては公有水面の埋め立て事業として横須賀市で手続き済みです。
「リスク分担表」-本事業に関する住民説明、環境アセスの必要性等、現状についてご開示下さい。	現時点において建設予定地周辺の住民への説明会は実施しておりません。環境アセスの手続きについては、公有水面埋め立て事業の事業主体である横須賀市が実施済みです。
計画・設計段階及び建設段階における急激なインフレ・デフレの物価リスクは、県、事業者両者が均等に負うことを意味しているのか。	ご質問のとおりと考えております。
工事遅延により引き渡しが遅延した場合、事業会社に課せられるペナルティ金額の算出根拠を教えてください。	算出根拠については検討中ですが、平成15年4月の開学は必ず遵守していただくべき事項であることを申し添えます。
リスクの内容のうち建設段階及びリース期間中の天災による不可抗力等(特に地震)のケースで県、事業者双方の責に帰すべからざる事由によるコストオーバーラン期間の延長については原則として県の負担として考えてよいか。	建設段階については、建設業法に基づき中央建設業審議会により作成されている建設工事標準請負契約約款第29条の規定による地方公共団体の負担の考え方を本件においても準用することとし、募集要項16頁の不可抗力の負担者を、県○、事業者△、と訂正します。維持管理期間中の不可抗力については基本的には県の負担と考えております。

質問事項	回答
計画・設計及び建設段階における天災等による設計変更・中止・延期に伴う負担は、県が負うべきと考えるがどうか。	建設業法に基づき中央建設業審議会により作成されている建設工事標準請負契約約款第29条の規定による地方公共団体の負担の考え方を本件においても準用することとし、募集要項16頁の不可抗力の負担者を、県○、事業者△、と訂正します。
計画・設計段階及び建設段階の不可抗力リスクの県と事業者の分担は、経済合理性に基づき保険付保ができるリスクは事業者負担、その他は県負担と考えてよいか。	建設業法に基づき中央建設業審議会により作成されている建設工事標準請負契約約款第29条の規定による地方公共団体の負担の考え方を本件においても準用することとし、募集要項16頁の不可抗力の負担者を、県○、事業者△、と訂正します。
「(事業の中止、延期)大学認可遅延によるもの」一用地は借地とのことですが、大学設置基準は問題ないのでしょうか。	県において横須賀市の協力を得ながら対処いたします。
同上用地の確保のうち建設に要する資材置き場の確保は事業者の負担になっていますが県の協力が得られるものと考えてよいか。	必要に応じて協力はいたしますが、事業者の責任において確保してください。
責任分担表の中で、「県の指示による工事費の増大」という項目について、これは大学側の指示を含むと理解してよいか	建設段階では大学はまだ組織されておりません。

(6) 事業の実施に関する事項

①各構成員の役割

「各構成員の役割」-「設計企業」と「建設企業」は、「基本協定」を除いて県との直接的な契約当事者ではないが、これらの企業が県に対して直接負う債務はあるのでしょうか。	契約上直接県に対して負う債務はありませんが、要項記載のとおり、必要に応じて県との調整を行うとともに、確認を受けて頂く事項やご協力頂く事項があります。
「事業者」と「事業会社」の責任について、7(2)①で「事業会社は事業遂行の責を負う」とされ、7(4)①で「事業は事業者の責において遂行される」とある。いずれが正しいのか。	本事業は、事業会社、設計企業及び建設企業により構成される事業者により実施されますが、その法的責任は県との契約の当事者である事業会社に負っていただくこととなります。

②事業者間の契約

事業者間の契約は、通常民・民の契約形態でよろしいのでしょうか。もしくは、県の発注・契約形式(入札方式、書式、特記事項等)に則って行うのでしょうか。また、事業者がさらに下請けを契約する場合も同様の契約形態となるのでしょうか。	通常の民・民の契約形態の契約を行って下さい。
---	------------------------

③事業期間中の事業者と県の関わり

事業会社は、当事業に関する会計を本業の会計と分別して管理する必要があるか。	開示を求める場合があり、それに対応できるようにしてください。
事業期間中、事業に係る収支決算や事業会社の経営状態等を報告・開示する義務はあるか。	開示を求める場合もあります。詳細については契約締結時に提示します。

質問事項	回答
①ここで想定する県と金融機関が協議する一定の重要事項は何か。②契約で定められる割賦料の支払方法、支払担保等において想定される、割賦支払いが困難になった場合の金融機関の対応方法との差異は何か。③事業の継続が困難になった場合の措置において想定される、金融機関の対応方法との差異は何か。	資金調達の必要性や、事業の継続性を確保するため、資金を提供する金融機関と県が協議することもありうるものと考えています。
「県が事業会社に資金を提供する金融機関と協議することも有り得る」とあるが、これはどのような事態を想定しているのか、また協議内容は具体的に何か。	資金調達の必要性や、事業の継続性を確保するため、資金を提供する金融機関と県が協議することもありうるものと考えています。
金融機関との協議は、どの時点で行われるか。	必要に応じて協議を行います。
プロジェクト・ファイナンスが組成される場合、県と金融機関の間の直接協定(Direct Agreement)は締結されるか。これにより金融機関の介入権(step in right)は確保されると考えてよいか。	資金調達の必要性や、事業の継続性を確保するため、資金を提供する金融機関と県が協議することもありうるものと考えています。

④設計・施工に関する事項

県が別途発注する第三者の行う設計・施工工事の内容を具体的に示して欲しい。	現段階では、情報関連の工事等を想定しております。
--------------------------------------	--------------------------

⑤維持管理に関する事項

契約で定められた仕様に達しない場合は、維持管理費の減額等を行うとあるが、減額等についてどのようなルールが設定されるのか。	契約案で提示します。
維持管理契約に定められた仕様に達しない場合、減額だけでなく契約解除も想定しているか。また契約解除の場合、割賦料支払への影響はあるのか。	維持管理料の支払いの一時停止、減額、維持管理業者の入れ替え等を考えており、その他については検討しております。

(7) 契約に関する事項

①契約の手順

建設費及び施設譲渡金額はいつ確定するのか？最終決定は、設計作業完了時と考えてよいか？あるいは、建設完了後、引き渡し時となるのか？	原則として基本契約締結時に確定しますが、実施設計終了後に最終決定となる場合もあります。
県、事業者間による契約内容の打ち合わせスケジュールはどのように予定しているか。	要項記載のとおりであり、優秀提案等の選定後速やかに協議を行う予定です。具体的な手順については検討中です。原案は県で作成し、協議します。
「契約の手順」-特定目的会社を設立した場合、基本契約以降は、「事業者」を「特定目的会社」と読み替えてよろしいでしょうか。	事業遂行のための特定目的会社の設立であれば、読み替えが可能です。